

（燃料の規格）

第一条の二 この省令の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、告示で定める燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

（燃料の規格）

第3条 保安基準第1条の2の規定による燃料は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たすものとする。

燃料の種類	基準
ガソリン	鉛が検出されないこと。
	硫黄が質量比 0.001 %以下
	ベンゼンが容量比 1 %以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7 %以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3 %以下
	酸素分が質量比 1.3 %以下
	灯油の混入率が容量比 4 %以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5 mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001 %以下
	セタン指数が 45 以上
	90 %留出温度が 360 °C以下
	次のイ又はロの要件を満たすものであること。 イ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1 %以下 ロ 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1 %超 5 %以下であり、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 (1) メタノールが質量比 0.01 %以下 (2) 酸価が 0.13 以下 (3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003 %以下 (4) 酸価の増加量が 0.12 以下
	トリグリセリドが質量比 0.01 %以下

備考

- 「鉛が検出されないこと」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。
- 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5 %以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。
- 「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の 2、日本工業規格 K2536 号の 4 又は日本工業規格 K2536 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 「90 %留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

- 6 「酸価」とは、軽油 1 g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムの mg 数をいい、日本工業規格 K2501 号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。
- 7 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法（平成 19 年経済産業省告示第 81 号）により測定した数値とする。